

亀山市告示第132号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和8年5月13日

亀山市長 櫻井義之

1 指定特定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人エンジョイ福祉会

所在地 亀山市能褒野町46番地2

2 事業所の名称及び所在地

名称 相談支援事業所 エンジョイウエルヴィレッジ

所在地 亀山市能褒野町46番地2

3 指定の年月日

令和8年5月1日

4 事業の種類

特定相談支援

5 事業の主たる対象者

特定無し

6 事業所番号

特定相談支援事業所 2430400271